## 38 追浜本町2丁目地区地区整備計画区域

	制限事項	計画地区
		追浜本町2丁目地区
(1)	建築物の用途の	次に掲げる建築物及びこれらに附属するもの以外のもの
	制限	ア 住宅で質屋を兼ねるもの
		イ 学校(幼稚園を除く。)
		ウ 博物館又は美術館
		エ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
		オ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
		カー公衆浴場
		キ病院
		ク質屋
		ケ 物品販売業を営む店舗で動物を販売するもの
		コ サービス業を営む店舗で動物の治療、保管その他のサービ
		スを行うもの
		サー畜舎
(2)	建築物の容積率	
	の最高限度	
(3)	建築物の建蔽率	
	の最高限度	
(4)	建築物の敷地面	120平方メートル(長屋及び共同住宅については、120平方メート
	積の最低限度	ル以上で、かつ、1住戸当たり30平方メートル以上とする。)。た
		だし、法別表第2(は)項第7号に規定する公益上必要な建築物(以下
		「公益上必要な建築物」という。)については、この限りでない。
(5)	壁面の位置の制	0.5メートル(道路境界線における隅切部分を除く。)。ただし、外
	限	壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は
		建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでな
		۱ ۱۰ ا
		ア 建築物の敷地面積が120平方メートル未満の公益上必要な
		建築物
		イ 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で、軒の

		高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メー
		トル以内であるもの
		ウ 附属建築物の自動車車庫
(6)	建築物の高さの	地盤面から10メートル
	最高限度	
(7)	建築物の形態又	
	は意匠の制限	
(8)	へい等の構造の	へい等で道路に面するものは、網状その他これに類する形状のも
	制限	Ø)